

MamRex レンタカー 貸渡約款

- 当社は、申込者の希望通りの車種クラス、車名又は型式のレンタカーを貸渡することができない場合（申込みを受けた営業所にレンタカーが配置されていない場合を含む。）においては、第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について申込者に確認し、その同意を得た場合に限り、他のレンタカー事業者からレンタカーの提供を受けて、これを申込者に貸渡することができるものとする。（これを「代理貸渡し」という。）
 - 事故、故障等のトラブルがあった場合において、自社の約款による方が当該レンタカーを提供した事業者の貸渡約款を適用するよりも利用にとって有利である場合は自社の約款を適用するものであること。
 - 貸渡証は第 3 項に定めるところによる特別な様式のものであること。
 - 提供をしたレンタカー事業者の貸渡約款が添付されているものであること。
- 代理貸渡しをする場合は、当該レンタカーを提供したレンタカー事業者の貸渡約款を適用するものとする。
- 代理貸渡しを行う場合の基本通達に定める「貸渡証」は、当該レンタカーを提供した事業者の定める様式のものによるか、又は当社が別に定める代理貸渡し専用の様式の貸渡証によるものとする。
- 代理貸渡しをした場合において、当該貸渡しをした車両について、故障その他のトラブルが発生した場合は、当社は、自社保有のレンタカーを貸し渡した場合と同様に、車両提供事業者の行う修理等の手続きに協力するほか、借受人又は運転者の利便を確保するための措置をとるものとする。

第 39 条（相殺）
当社は、この約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務がある場合は、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとする。

第 40 条（消費税、地方消費税）
借受人又は運転者は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含む。）を当社に対して支払うものとする。

第 41 条（延滞損害金）
借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠った場合は、相手方に対し年率 14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

第 42 条（細則）

- 当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとする。
- 当社は、別に細則を定める場合は、当社の各店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表、ホームページ等これを記載するものとする。又、これを変更した場合も同様とする。

第 43 条（重要事項の情報提供）

- 当社は借受人に対し、この約款等のうち、借受人の損害賠償責任及び営業補償責任の内容、当社の保険又は補償制度の内容及び条件並びに借人が調停すべき故障、事故、盗難時の措置、違法駐車の場合の措置及び返還遅れとなる場合の措置等の重要事項について、貸渡前に明確かつ平易な表現で情報提供するとともに努めるものとする
- 借受人は、約款等の内容について理解するよう努めるものとする。

第 44 条（合意管轄裁判所）
この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じた場合は、新報のいかににかかわらず当社の本店、支店は各店舗所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって合意管轄裁判所とします。

附則
この約款は、2023 年 7 月 25 日から施行する。

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見した場合は、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとする

第 30 条（事故発生時の措置）

- 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生した場合は、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとする。
 - 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
 - 事故に関し相手及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を速速に提出すること。
 - 事故に関し相手方と示談その他の合意をする場合は、あらかじめ当社の承諾を受けること。
- 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとする。
- 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとする。
- 当社は、レンタカーに係る事故が発生した場合は、レンタカーの所在を確認するため、借受人及び運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への関わり調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとする。
- レンタカーに係る事故が発生した場合、借受人及び運転者は、第 33 条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとする。
- 当社は、事故発生時の状況を確認することを目的として、車載型事故記録装置が設置されている車両について、衝突が発生した場合や急制動がなされた場合等の状況を記録するものとする。
- 当社は、必要が認められる場合には、前項の記録を検証するなどの措置をとるものとする。

第 31 条（盗難発生時の措置）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生した場合その他の被害を受けた場合は、次に定める措置をとるものとする。

- 直ちに最寄りの警察に通報すること。
- 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を速速に提出すること。

第 32 条（使用不能による貸渡契約の終了）

- 使用中において故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」という。）によりレンタカーが使用できなくなった場合は、貸渡契約は終了するものとする。
- 借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。なお、特約により貸渡料金が後払いになっている場合、又は貸渡期間の延長等により未精算金がある場合には、借受人はこれらの料金を支払うものとする。ただし、故障等が第 3 項又は第 5 項に定める事由による場合はこの限りでないものとする。
- 故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を締結したのとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとする。なお、代替レンタカーの提供条件については、第 7 条第 2 項を準用するものとする。
- 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けない場合は、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとする。なお、当社が代替レンタカーを提供できない場合も同様とします。
- 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとする。
- レンタカーの使用において天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不能となった場合には、貸渡契約は終了するものとする。
- 借受人は前項に該当することとなった場合は、その旨を当社に連絡するものとし、レンタカーを使用できた期間に相応する貸渡料金を、当社に支払うものとする。ただし、既に全額受領済みの場合は除きます。
- 借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとする。

第 33 条（賠償及び営業補償）

- 借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカー（第 39 条第 1 項の規定に基づく代理貸渡しを受けているレンタカーを含む）の使用中に第三者又は当社に損害を与えた場合はその損害を賠償するものとする。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとし、借受人又は運転者はこれを支払うものとする。

第 34 条（保険及び補償）

借受人又は運転者が第 33 条第 1 項の賠償責任を負う場合は、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

- 対人補償 1 名につき 無制限（自動車損害賠償責任保険による金額を含む。）
- 対物補償 1 事故につき 無制限（免責金額 0 万円）
- 車両補償 1 事故につき 時価額 免責金額 5 万円（下記以外すべて）
- 人身傷害補償 1 名につき 3 0 0 0 万円まで（定員まで）

人身傷害補償の適用に際しては、必ず警察への人身事故の届出と医師による正規の治療を要します。なお、その他に関しては当社付保の損害保険規定に準ずるものとする。

- 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第 1 項に定める保険金又は補償金は支払われません。
- 保険金又は補償金が支払われない損害及び第 1 項の定めにより支払われる保険金額又は補償金を超える損害（保険約款に基づき保険会社が算定する損害額）については、特約した場合を除いて借受人又は運転者の負担とします。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条に基づき激甚災害と指定された災害（以下「激甚災害」といいます。）による損害又はこれに類する自然災害による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るもの等である場合には、その損害の発生につき借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人又は運転者はその損害を賠償することを要しないものとする。
- 当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払った場合は、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとする。
- 第 1 項に定める損害保険契約の保険料相当額及び当社の定める補償制度の加入料相当額は貸渡料金に含みます。
- 警察及び当社各店舗に届出のない事故、損害保険約款の免責事項に該当する事故、貸渡し後に第 11 条第 1 項 1 号から 5 号、第 2 項 1 号、若しくは第 19 条 1 号から 13 号のいずれかに該当して発生した事故、及び借受期間を無断で延長してその延長後に発生した事故による損害については、損害保険並びにこの補償制度は適用されません。

第 35 条（貸渡契約の解除）

当社は、借受人又は運転者が使用中に次の各号のいずれかに該当した場合は、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとする。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとする。ただし、特約により貸渡料金が後払いになっている場合、又は借受期間の延長等により未精算金がある場合には、借受人はこれらの料金を支払うものとする。

- この約款に違反した場合。
- 借受人又は運転者の責に帰する事由により交通事故を起こした場合、又はレンタカーが損傷あるいは故障した場合。
- 第 11 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなった場合。

第 36 条（同意解約）

- 借受人は、使用中であっても、当社の同意を得てレンタカーを返還し次項に定める解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとする。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとする。
- 借受人は、前項の解約をする場合は、次に定める解約手数料を当社に支払うものとする。 解約手数料＝〔（貸渡契約期間に対応する貸渡料金）－（貸渡しから解約までの期間に対応する貸渡料金）〕×50%

第 37 条（個人情報の利用目的）

当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次の通りです。

- 道路運送法第 80 条第 1 項に基づくレンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を実施するため。
 - 借受人又は運転者に、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービスの提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法により、案内するため。
 - 貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び貸渡契約締結の可否についての審査を行うため。
 - 商品開発あるいは顧客満足度向上策検討のため、郵便、電話、電子メールなどの方法によりアンケート調査を実施するため。
 - 個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計を作成するため。
- 第 1 項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第 38 条（代理貸渡し）